

平成 2 8 年度

川西市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

川 西 市 監 査 委 員

平成29年9月5日

川西市長 大塩 民生 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 福西 勝

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条
第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に基づく健全化判
断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書
類について審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
	健全化判断比率及び資金不足比率の概要	2
1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要	2
2	健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計	3
3	財政規模(健全化判断比率の分母)	4
	健全化判断比率の状況	5
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率(3カ年平均)	8
4	将来負担比率	15
	資金不足比率の状況	25
1	資金不足比率(公営企業ごとに算定)	25
	参考資料		
	阪神7市における比率の推移について	27

(表示の方法)

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 2 表中の金額は原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各比率の計数は表示単位未満を四捨五入した。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率については国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第 2 審査の期間

平成 29 年 8 月 3 日から同年 8 月 30 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているか等の点について検討を加え、関係帳簿類及び証憑類の抽出照査、関係職員からの説明の聴取等を実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認めた。

健全化判断比率・資金不足比率 年度比較表

(単位:%)

比率の名称	26年度	27年度	28年度	増減 (ポイント)	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率						
実質赤字比率 1	-	-	-		2 11.80	20.00
連結実質赤字比率 1	-	-	-		2 16.80	30.00
実質公債費比率	11.9	12.2	11.8	0.4	25.0	35.0
将来負担比率	133.4	114.1	99.7	14.4	350.0	
資金不足比率					経営健全化基準	
水道事業会計 1	-	-	-		20.0	
下水道事業会計 1	-	-	-			
病院事業会計	25.8	13.8	14.0	0.2		

1 比率が算定されない場合は、「-」で表示している。

2 財政規模に応じて毎年度算定が必要なため、28年度の基準を記載している。

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、実質赤字額は生じていない。
- (2) 実質公債費比率は 11.8% で、早期健全化基準 (25.0%) を下回っている。
- (3) 将来負担比率は 99.7% で、早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。

2 資金不足比率

水道事業会計及び下水道事業会計では、資金不足額は生じていない。

病院事業会計の資金不足比率は 14.0% である。平成 26 年度は 25.8% で、経営健全化基準の 20% 以上となったが、当年度は 27 年度に引き続き同基準を下回っている。

健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率(同法第2条：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率(同法第22条)の算定概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

比率の名称	比率の計算式	早期健全化基準
		財政再生基準
健全化判断比率		
実質赤字比率	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$	財政規模に応じ 11.25～15% (28年度当市11.80%)
		20%
連結実質赤字比率	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$	財政規模に応じ 16.25～20% (28年度当市16.80%)
		30%
実質公債費比率 (3カ年平均)	$\frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$	25%
		35%
将来負担比率	$\frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$	350%
		-
資金不足比率 (各企業ごとに算定)	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$	(経営健全化基準) 20%
		-

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準あるいは財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならない(将来負担比率のみ財政再生基準は設けられていない)。

また、地方公共団体が経営する公営企業についても、各公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。病院事業においては、平成26年度に同基準を上回ったため、平成28年3月に同計画を策定している。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

当市の平成 28 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表のとおりである。

健全化判断比率等の対象会計

法令等の区分		当市の該当会計				
一般会計等	一般会計	一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
	一般会計等に属する特別会計	用地先行取得事業特別会計				
		中央北地区土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		農業共済事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計				↑ 資金不足比率 ↓
		下水道事業会計				
		病院事業会計				
一部事務組合・広域連合		猪名川上流広域ごみ処理施設組合				↑ 資金不足比率は各企業ごとに算定 ↓
		丹波少年自然の家事務組合				
		兵庫県後期高齢者医療広域連合				
		兵庫県市町村職員退職手当組合				
地方公社・第三セクター等		川西市土地開発公社				
		一般財団法人川西市都市整備公社				
		川西都市開発株式会社				
		株式会社パルティ川西				
		公益財団法人阪神北広域救急医療財団				
		社会福祉法人阪神福祉事業団				

団体名は、平成29年3月末現在の名称で記載している。

3 財政規模（健全化判断比率の分母）

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として「標準財政規模〔地方財政法第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（臨時財政対策債発行可能額を含む）〕」が採用されており、各比率の分母（実質公債費比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額）となっている。

「標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)」の年度別推移は、次表のとおりである。

標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の年度別推移

(単位:千円、%)

区 分	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
(1) 標準財政規模	26,456,413	27,301,421	27,928,426	627,005	2.3
標準税収入額等	20,699,333	21,209,289	21,776,911	567,622	2.7
普通交付税	5,757,080	6,092,132	6,151,515	59,383	1.0
(2) 臨時財政対策債発行可能額	2,846,533	2,514,155	2,131,316	382,839	15.2
合 計	29,302,946	29,815,576	30,059,742	244,166	0.8

当年度の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)は300億5,974万円で、前年度に比べ2億4,416万円(0.8%)増加している。これは主に、標準税収入額等が増加したためである。

(1) 標準財政規模

標準財政規模は、「その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標」である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして財政健全化法において採用されている。

(2) 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているもので、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に交付税措置されるとされている。

健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する比率であり、11.80%（当市28年度の場合）が早期健全化基準、20%が財政再生基準である。なお、当市における「一般会計等」の対象会計は、一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計である。

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

(2) 実質赤字比率の状況

平成28年度決算における実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増 減(a)-(b)	増減率
一般会計等の実質収支額 (実質赤字額) (A)	435,936	469,290	312,006	157,284	33.5
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) (B)	29,302,946	29,815,576	30,059,742	244,166	0.8
実質赤字比率 (A)/(B)	-	-	-	-	-
参考 (黒字比率) (1)	(1.48%)	(1.57%)	(1.03%)	(0.54ポイント)	

1 実質赤字額がない場合、実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の一般会計等では実質赤字額が生じておらず、比率は算定されていない。

当年度の実質収支額は3億1,200万円の黒字であり、前年度に比べ1億5,728万円(33.5%)減少している。なお、黒字比率としては1.03%となり、前年度に比べ0.54ポイント低下している。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次表のとおりである。

一般会計等の実質収支額の状況(28年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源(d) (1)	実質収支額 (c)-(d)
一 般 会 計	52,076,052	50,431,130	1,644,922	89,415	1,555,507
用地先行取得事業特別会計	1,140,193	1,711,369	571,176	66	571,242
中央北地区土地区画整理事業特別会計	1,483,911	2,155,947	672,036	223	672,259
合 計	54,700,156	54,298,446	401,710	89,704	312,006

会計間の重複額を控除した純計額で表示している。

1 翌年度へ繰り越すべき財源 = 継続費 + 繰越明許費 + 事故繰越額 + 事業繰越額 + 支払繰延額
- ~ に係る未収入特定財源

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率の概要

連結実質赤字比率は、「地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率」であり、当比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。当市 28 年度の場合、早期健全化基準は 16.80% (各団体の財政規模に応じて毎年度算定)、財政再生基準 30% である。当市における対象会計は、一般会計、特別会計(6 会計)及び公営企業会計(3 会計)である。

なお、公営企業会計では、一般会計等という「実質赤字」の類似概念として「資金不足額」を採用しており、この資金不足額は、地方公営企業法適用企業の場合、基本的に「流動負債の額が流動資産の額を超える場合において、その超える額」と定義される。

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{(臨時財政対策債発行可能額を含む)}$$

(2) 連結実質赤字比率の状況

28 年度決算における全会計の実質赤字額(資金不足額)を合計した連結実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一般会計等(実質収支額) (A)	435,936	469,290	312,006	157,284	33.5
一般会計	435,936	469,290	312,006	157,284	33.5
用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	-
中央北地区土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	-
ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計(実質収支額) (B)	678,807	586,087	1,324,099	738,012	125.9
国民健康保険事業特別会計	436,749	370,317	1,004,728	634,411	171.3
後期高齢者医療事業特別会計	72,426	75,997	84,397	8,400	11.1
農業共済事業特別会計	0	0	0	0	-
介護保険事業特別会計	169,632	139,773	234,974	95,201	68.1
イ 公営企業会計(資金剰余額・資金不足額) (C)	4,525,124	5,271,500	5,668,429	396,929	7.5
法適用 水道事業会計	3,844,885	3,887,280	3,928,499	41,219	1.1
" 下水道事業会計	1,698,599	2,000,624	2,409,256	408,632	20.4
" 病院事業会計	1,018,360	616,404	669,326	52,922	-
合 計 (A) + (B) + (C) = (D)	5,639,867	6,326,877	7,304,534	977,657	15.5
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) (E)	29,302,946	29,815,576	30,059,742	244,166	0.8
連結実質赤字比率 (D) / (E) 参考(黒字比率) ()	- (19.24%)	- (21.22%)	- (24.30%)	(3.08ポイント)	

連結実質赤字額がない場合、連結実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の当市全会計における実質収支額及び資金剰余額(又は資金不足額)の合計額は、73億453万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ9億7,765万円(15.5%)増加しているが、これは主に、一般会計で1億5,728万円が減少したものの、国民健康保険事業特別会計で6億3,441万円、公営企業会計の下水道事業会計(資金剰余額)で4億863万円が増加したためである。この結果、黒字比率としては24.30%となり、前年度に比べ3.08ポイント上昇している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度末における収支の状況を算定しているものである。

実質赤字比率で算定した一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計以外の各会計別の実質収支額及び資金剰余額(資金不足額)の状況は、次表のとおりである。

ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計

特別会計(一般会計等以外)の実質収支額(28年度決算)

(単位:千円)

会計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り越すべき財源 (d)	実質収支額 (c)-(d)
国民健康保険事業	20,637,787	19,633,059	1,004,728	0	1,004,728
後期高齢者医療事業	2,937,731	2,853,334	84,397	0	84,397
農業共済事業	5,566	5,566	0	0	0
介護保険事業	11,613,370	11,378,396	234,974	0	234,974
合計	35,194,454	33,870,355	1,324,099	0	1,324,099

イ 公営企業会計(詳細は、25P「資金不足比率」参照)

公営企業会計における資金剰余額・資金不足額(28年度決算)

(単位:千円)

会計	流動資産等 (1) (a)	流動負債等 (2) (b)	算入地方債の現在高 (3) (c)	資金剰余額 (資金不足額) (d)=(a)-(b)-(c)	解消可能資金不足額 (4) (e)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を加味した資金不足額) (d)-(e)
水道事業	4,385,446	456,947	0	3,928,499	0	3,928,499
下水道事業	2,941,818	532,562	0	2,409,256	0	2,409,256
病院事業	706,860	1,376,186	0	669,326	0	669,326
合計	8,034,124	2,365,695	0	5,668,429	0	5,668,429

- 1 流動資産等 流動資産の額 - 控除財源 - 控除額 + 貸倒引当金(経過措置)
- 2 流動負債等 流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - 控除引当金等(経過措置) - PFI建設事業費等
- 3 算入地方債の現在高 建設改良費・準建設改良費(地方債に関する省令第12条に規定するもの)以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
- 4 解消可能資金不足額 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

3 実質公債費比率（3カ年平均）

(1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」であり、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

また、当比率は、地方財政法上、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準として用いられており、18%以上になると地方債許可団体に移行することとなる。

【計算式】 実質公債費比率（3カ年平均）

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(A)} \\ \hline \text{地方債の元利償還金} \\ \text{(繰上償還等除く)} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(B)} \\ \hline \text{準元利償還金 (1)} \\ \hline \end{array} \\
 \\
 - (
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(C)} \\ \hline \text{特定財源 (2)} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(D)} \\ \hline \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額 14P参照} \\ \hline \end{array}
) \\
 \\
 =
 \frac{
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(E)} \\ \hline \text{標準財政規模 4P参照} \\ \text{(臨時財政対策債発行可} \\ \text{能額を含む)} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(D)} \\ \hline \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額 14P参照} \\ \hline \end{array}
 }{
 }
 \end{array}$$

1 (B) 準元利償還金〔ア～オまでの合計額〕

- ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額
- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金の利子

2 (C) 特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税、その他

(2) 実質公債費比率の状況

28年度決算における実質公債費比率(3カ年平均)の状況及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

実質公債費比率の年度別推移

(単位:%)				
比 率	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)
実質公債費比率(3カ年平均)	11.9	12.2	11.8	0.4ポイント

【28年度決算の状況(26年度～28年度までの3カ年平均)】

$$\left(\begin{array}{l} \text{(A)} \\ \text{元利償還金} \\ \text{(繰上償還等} \\ \text{除く)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(B)} \\ \text{準元利償還金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{(C)} \\ \text{元利・準元利償} \\ \text{還金に充てられる} \\ \text{特定財源} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(D)} \\ \text{基準財政需要額} \\ \text{に算入された元} \\ \text{利・準元利償還金} \end{array} \right)$$

	(単位:千円)			
26年度	(6,663,175 + 2,664,113)	(2,657,718 + 3,818,256)		2,851,314
27年度	(6,371,856 + 2,714,298)	(2,178,671 + 3,638,378)		3,269,105
28年度	(5,763,871 + 2,802,775)	(1,777,391 + 3,694,892)		3,094,363
28平均	(6,266,301 + 2,727,062)	(2,204,593 + 3,717,175)	-	3,071,594
27平均	(6,774,589 + 2,673,531)	(2,609,858 + 3,685,087)		3,153,174
増減	(508,288 + 53,531)	(405,265 + 32,088)		81,580
増減率	7.5% 2.0%	15.5% 0.9%		2.6%

	(E) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	(D) 基準財政需要額に算入された 元利・準元利償還金		
26年度	29,302,946	3,818,256		25,484,690
27年度	29,815,576	3,638,378		26,177,198
28年度	30,059,742	3,694,892		26,364,850
28平均	29,726,088	3,717,175	-	26,008,913
27平均	29,401,529	3,685,087		25,716,442
増減	324,559	32,088		292,471
増減率	1.1%	0.9%		1.1%

実質公債費 比率 (3カ年平均)	11.8%
------------------------	--------------

26年度	11.18834
27年度	12.48837
28年度	11.73670
28平均	11.8
27平均	12.2
増減	0.4

平成28年度平均算定時に、(B)(C)の26・27年度の金額を一部修正している。

当年度の実質公債費比率(3カ年平均)は11.8%(早期健全化基準25%)で、前年度算定に比べ0.4ポイント低下している。これは、分母では、標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の増により控除額を差し引いた合計が2億9,247万円(1.1%)増加したのに対して、分子では、控除額となる元利・準元利償還金に充てられる特定財源で4億526万円(15.5%)減少したものの、元利償還金(繰上償還等を除く)で5億828万円(7.5%)減少したことなどにより、実質的な公債費の合計額が8,158万円(2.6%)減少したためである。元利償還金の減は、主に用地先行取得事業特別会計の償還金に係るもの、元利・準元利償還金に充てられる特定財源の減は、主に都市計画事業の財源として地方債償還額に充当した都市計画税及び減債基金からの繰入金(不動産売払収入を過去に積立てた分)の減によるものである。

当年度の単年度比率は11.7%で、前年度に比べ0.7ポイント低下している。これは主に、分子のうち、準元利償還金で、PFI事業に係る債務負担行為に係るものを当年度から計上したこと等により8,847万円(3.3%)増加し、控除額となる元利・準元利償還金に充てられる特定財源が4億128万円(18.4%)減少したものの、元利償還金で、用地先行取得事業特別会計に係る償還金の減などにより6億798万円(9.5%)減少したことで、分子全体の実質的な公債費の合計が1億7,474万円(5.3%)減少したためである。

なお、当比率の算定においては、都市計画税を「元利償還金・準元利償還金に充当可能な特定財源」として取り扱うため、都市計画事業費が増加した場合は、特定財源として算入される都市計画税充当額が少なくなり、当該比率を上昇させる要因となる。当年度算定における都市計画税算入による特定財源(3カ年平均)は13億3,043万円で、前年度算定に比べ7,291万円(5.2%)減少しているが、これは中央北地区土地区画整理事業に係る事業費増により公債費への充当可能額が減少したためである。

当比率について、準元利償還金では、今後もキセラ川西推進事業に係る市都市整備公社に対する補助金、猪名川上流広域ごみ処理施設組合への組合債償還負担金等が多額で推移するものの、借換債を除いた実質的な公債費が、用地先行取得事業特別会計に係る元金償還がピークを過ぎたことにより、ゆるやかな減少傾向で推移するものと予想される。

当比率の計算式に示している(A)から(D)の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(E)の標準財政規模については4P参照〕。

(3) (A) 元利償還金（繰上償還等を除く）〔3カ年平均算入額・62億6,630万円〕

「(A)元利償還金（繰上償還等を除く）」には、一般会計等に係る地方債の元利償還金総額から、一般財源の負担額を実質的に増加させないもの又は軽減するもの（償還期限を繰り上げて償還を行ったもの及び借換債を財源として償還を行ったもの等）を除外した額を算入する。

「(A)元利償還金（繰上償還等を除く）」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

一般会計等に係る元利償還金（繰上償還等除く）

（単位：千円・％）

区 分	26年度 (3カ年平均)	27年度(b) (3カ年平均)	28年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
公債費（一般会計等に係るものに限る）	8,125,485	8,111,544	7,710,721	400,823	4.9
控除額	1,062,592	1,336,955	1,444,420	107,465	8.0
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	988,192	1,244,715	1,367,180	122,465	9.8
満期一括償還地方債の元金に係る分	74,400	92,240	77,240	15,000	16.3
(A) 元利償還金（繰上償還等を除く）	-	7,062,893	6,774,589	508,288	7.5

繰上償還等を除く元利償還金(3カ年平均額)は62億6,630万円で、前年度算定に比べ5億828万円(7.5%)減少している。これは、借換債を財源とした償還額の増などにより、公債費からの控除額で1億746万円(8.0%)増加するとともに、公債費（一般会計等に係るものに限る）が4億82万円(4.9%)減少したことによるものである。

(4) (B) 準元利償還金〔3カ年平均算入額・27億2,706万円〕

「(B)準元利償還金（地方債の元利償還金に準ずるもの）」には、公営企業債の償還金に対する繰出金、一部事務組合等に対する負担金・補助金のうち地方債償還の財源に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの合計額を算入する。

「(B)準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)

(単位:千円・%)

区 分	26年度 (3カ年平均)	27年度(b) (3カ年平均)	28年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)	74,471	91,138	100,693	9,555	10.5
イ 公営企業債の償還費に対する一般会計等からの繰出金	921,039	860,302	830,262	30,040	3.5
水道事業	196	220	1,918	1,698	771.8
下水道事業	741,222	746,631	742,564	4,067	0.5
病院事業	179,620	113,451	85,780	27,671	24.4
ウ 一部事務組合等に対する負担金・補助金	763,940	763,875	763,854	21	0.0
エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	902,050	956,564	1,030,524	73,960	7.7
オ 一時借入金の利子	1,114	1,652	1,729	77	4.7
合 計 (B)準元利償還金	2,662,615	2,673,531	2,727,062	53,531	2.0

準元利償還金(3カ年平均額)は27億2,706万円で、前年度に比べ5,353万円(2.0%)増加している。これは主に、公営企業債の償還費に対する一般会計等からの繰出金で3,004万円(3.5%)減少したものの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(市都市整備公社補助金等)で7,396万円(7.7%)及び満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額で955万円(10.5%)増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

- ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額〔3カ年平均 1億69万円〕
 - ・兵庫のじぎく債(兵庫県市町共同公募債)償還額の30分の1を計上している。
- イ 公営企業債の償還費に対する一般会計等繰出金〔3カ年平均 8億3,026万円〕
 - ・水道事業、下水道事業及び病院事業に対する繰出金のうち、繰出実績や公営企業繰出基準等に基づいて算出した額を計上している。
- ウ 一部事務組合等に対する負担金・補助金〔3カ年平均 7億6,385万円〕
 - ・猪名川上流広域ごみ処理施設組合及び丹波少年自然の家事務組合の地方債償還に係る負担金を計上している。
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - 〔3カ年平均 10億3,052万円〕
 - ・キセラ川西推進事業に係る市都市整備公社に対する補助金、市立小学校耐震化・大規模改造PFI事業費及び出在家団地建設事業償還金等を計上している。
- オ 一時借入金の利子〔3カ年平均 172万円〕
 - ・起債前借利子及び水道事業会計からの一時借入金に係る利子額を計上している。

(5) (C) 元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

〔3カ年平均算入額・22億459万円〕

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」には、国・県等からの利子補給、公営住宅使用料及び都市計画税のうち地方債償還額に充当可能な特定財源などの合計額を算入する。

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

(単位:千円・%)

区 分	26年度 (3カ年平均)	27年度(b) (3カ年平均)	28年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
ア 国・県等からの利子補給	29,515	14,914	549	14,365	96.3
イ 公営住宅使用料	214,518	216,655	209,056	7,599	3.5
ウ 都市計画事業の財源として発行された 地方債償還額に充当した都市計画税	1,443,463	1,403,343	1,330,433	72,910	5.2
エ その他	1,338,393	974,946	664,556	310,390	31.8
合 計 (C) 特定財源	3,025,889	2,609,858	2,204,593	405,265	15.5

元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源(3カ年平均額)は22億459万円で、前年度算定に比べ4億526万円(15.5%)減少している。これは主に、その他(減債基金からの繰入金等)で3億1,039万円減少したことによるものである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 国・県等からの利子補給〔3カ年平均 54万円〕

- ・史跡地公有化補助金(国庫補助金・県補助金)を計上している。

イ 公営住宅使用料〔3カ年平均 2億905万円〕

- ・市営住宅使用料のうち、公営住宅建設事業債の元利償還金に充当可能な額を計上している。

ウ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税

〔3カ年平均 13億3,043万円〕

- ・都市計画税収入額が、都市計画税を充当できるすべての都市計画事業費及び都市計画関連の公債費等(それぞれの特定財源分を除く)に対して、どの程度充当されているかを按分計算することにより算定した額である。都市計画事業費としては、街路、公園、下水道及び中央北地区土地区画整理事業の各事業費、都市計画関連の公債費等分としては、都市計画事業に係る市債の元利償還金、下水道事業への繰出金のうち企業債元利償還金充当分及び市都市整備公社へのキセラ川西推進事業に係る借入金に対する補助金を計上している。

エ その他〔3カ年平均 6億6,455万円〕

- ・災害援護資金貸付金返還金、(株)パルティ川西貸付金返還金、減債基金からの繰入金(不動産売払収入を過去に積立てた分)及び土地貸付収入を計上している。

(6) (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

〔3カ年平均算入額・37億1,717万円〕

「(D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」には、地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(準算入公債費の額)を算入する。この額を分子・分母とも控除項目として算入することで、各地方公共団体の実質的な公債費の負担が算出されるように調整している。

「(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円・%)

区 分	26年度 (3カ年平均)	27年度(b) (3カ年平均)	28年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率	28年度 (単年度)
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	500,996	475,650	437,573	38,077	8.0	401,860
災害復旧費等に係る基準財政需要額	3,099,576	3,155,288	3,242,760	87,472	2.8	3,279,217
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	60,952	54,149	36,842	17,307	32.0	13,815
合 計 (D)基準財政需要額算入額	3,661,523	3,685,087	3,717,175	32,088	0.9	3,694,892

平成27年度まで元利償還金・準元利償還金に係るものを区分して算定していたが、28年度から統合されたため、26・27年度分も統合して表記している。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(3カ年平均)は37億1,717万円で、前年度算定に比べ3,208万円(0.9%)増加している。これは、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費で3,807万円及び密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金で1,730万円減少したものの、災害復旧費等に係る基準財政需要額で8,747万円増加したためである。

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率の概要

将来負担比率は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」であり、350%が早期健全化基準となっている。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率は残高(ストック)ベースでの財政負担を表す指標である。当比率においても、実質公債費比率と同様の考え方に基づいて、将来負担額に対する充当可能財源として都市計画税が算入されている。

【計算式】

<p>(A) 将来負担額(1)</p>	-	<p>(B) 充当可能財源等(2)</p> <p>(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政 需要額算入見込額)</p>
<p>将来負担比率 = </p>		
<p>(C) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行 可能額を含む) 4P 参照</p>	-	<p>(D) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 〔実質公債費比率(D)と同じ額〕 14P 参照</p>

1 (A) 将来負担額〔ア～キまでの合計額〕

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

2 (B) 充当可能財源等〔ア～ウまでの合計額〕

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

(2) 将来負担比率の状況

28年度決算における将来負担比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

将来負担比率の年度別推移

(単位: %)

比率	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)
将来負担比率	133.4	114.1	99.7	14.4ポイント

【28年度決算の状況】

将来負担額 (A)	充当可能財源等 (B)	(A) - (B)	(単位: 千円)
96,928,904	70,635,596	26,293,308	
=		=	将来負担比率
標準財政規模 (C) (臨時財政対策債発行可能額を含む) (4P参照)	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D) (14P参照)	(C) - (D)	99.7%
30,059,742	3,694,892	26,364,850	

[(A)将来負担額]

(単位: 千円)

年度	地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	将来負担額合計(A)
26	58,356,039	15,788,323	7,218,487	5,255,727	8,584,486	202,451	95,405,513
27	61,604,386	15,088,687	7,278,278	4,570,223	7,750,545	191,454	96,483,573
28	63,022,374	14,907,242	7,509,240	3,874,076	7,437,959	178,013	96,928,904
増減	1,417,988	181,445	230,962	696,147	312,586	13,441	445,331
増減率	2.3%	1.2%	3.2%	15.2%	4.0%	7.0%	0.5%

[(B)充当可能財源等]

年度	充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税		基準財政需要額算入見込額	充当可能財源等合計(B)
26	3,782,197	14,394,159	12,880,682		43,231,153	61,407,509
27	5,221,562	16,542,175	14,830,188		44,832,481	66,596,218
28	4,703,345	18,882,661	16,708,295		47,049,590	70,635,596
増減	518,217	2,340,486	1,878,107		2,217,109	4,039,378
増減率	9.9%	14.1%	12.7%		4.9%	6.1%

[(A)将来負担額 - (B)充当可能財源等]

年度	将来負担額合計(A)	充当可能財源等合計(B)	差引(A)-(B)
26	95,405,513	61,407,509	33,998,004
27	96,483,573	66,596,218	29,887,355
28	96,928,904	70,635,596	26,293,308
増減	445,331	4,039,378	3,594,047
増減率	0.5%	6.1%	12.0%

増減は「28年度 - 27年度」、増減率は「(28年度-27年度)/27年度 × 100」

当年度の将来負担比率は99.7%(早期健全化基準350.0%)で、前年度に比べ14.4ポイント低下している。これは主に、充当可能財源等が40億3,937万円(6.1%)増加したことにより、分子全体(将来負担額-充当可能財源等)が35億9,404万円(12.0%)減少したためである。充当可能財源等の増加は、主に充当可能特定歳入で23億4,048万円(14.1%)、基準財政需要額算入見込額で22億1,710万円(4.9%)がそれぞれ増加したことによるものである。

当比率の計算式に示されている「(A)将来負担額」及び「(B)充当可能財源等」の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(C)標準財政規模は4P、(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は14P参照〕。

(3) (A) 将来負担額〔ア～カの合計額・969億2,890万円〕

「(A)将来負担額」には、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計への地方債の償還に対する繰入見込額や一部事務組合等の地方債償還に対する負担見込額、退職手当負担見込額、さらに外郭団体等に対する負担見込額など、将来、一般会計等の負担となり得ると考えられるものを算入する。

当比率の算定における「(A)将来負担額」は969億2,890万円で、前年度に比べ4億4,533万円(0.5%)増加している。これは主に、組合等負担等見込額で6億9,614万円、退職手当負担見込額で3億1,258万円がそれぞれ減少したものの、地方債の現在高で14億1,798万円が増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高〔630億2,237万円〕

一般会計等に係る地方債現在高

(単位:千円・%)

会計	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一般会計	45,690,407	49,885,048	50,579,013	693,965	1.4
用地先行取得事業特別会計	5,402,692	3,363,436	3,254,420	109,016	3.2
中央北地区土地区画整理事業特別会計	7,262,940	8,355,902	9,188,941	833,039	10.0
合計	58,356,039	61,604,386	63,022,374	1,417,988	2.3

地方債現在高は630億2,237万円で、前年度に比べ14億1,798万円(2.3%)増加している。これは、用地先行取得事業特別会計で1億901万円減少したものの、中央北地区土地区画整理事業特別会計で8億3,303万円、一般会計で6億9,396万円(総務債

及び臨時財政対策債等)がそれぞれ増加したことによるものである。

なお、算定される「一般会計等」の地方債は、一般会計及び用地先行取得事業と中央北地区土地区画整理事業の各特別会計が対象となる。

イ 債務負担行為に基づく支出予定額〔149億724万円〕

債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円・%)

区 分	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
川西市土地開発公社に委託して行う 用地先行取得事業	3,952,679	3,307,256	3,332,148	24,892	0.8
川西市都市整備公社事業運営資金	11,236,000	10,676,700	10,117,400	559,300	5.2
出在家団地建設事業	306,488	283,912	261,321	22,591	8.0
救急医療対策事業	46,342	54,643	56,154	1,511	2.8
小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業	246,814	766,176	617,331	148,845	19.4
市民体育館整備PFI事業	-	-	522,888	522,888	皆増
合 計	15,788,323	15,088,687	14,907,242	181,445	1.2

支出予定額は149億724万円で、前年度に比べ1億8,144万円(1.2%)減少している。これは主に、市民体育館整備PFI事業で5億2,288万円皆増したものの、市都市整備公社事業運営資金で5億5,930万円及び小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業で1億4,884万円がそれぞれ減少したためである。内訳の主なものは、市都市整備公社は当公社が金融機関から借入れているキセラ川西推進事業資金に対する補助額、市土地開発公社は公共事業の先行取得用地等の買戻しに要する額、小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業及び市民体育館整備PFI事業は施設における工事費等の割賦払分等である。

ウ 一般会計等以外の特別会計(公営企業会計等)に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額〔75億924万円〕

公営企業等に対する地方債償還経費の繰入見込額

(単位:千円・%)

会 計	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
水 道 事 業	4,189 (2,094,977)	4,216 (2,108,451)	29,647 (2,117,675)	25,431 (9,224)	603.2 (0.4)
下 水 道 事 業	6,340,005 (15,615,778)	6,443,549 (14,881,177)	6,476,682 (14,234,468)	33,133 (646,709)	0.5 (4.3)
病 院 事 業	874,293 (1,039,987)	830,513 (952,426)	1,002,911 (1,420,555)	172,398 (468,129)	20.8 (49.2)
合 計	7,218,487 (18,750,742)	7,278,278 (17,942,054)	7,509,240 (17,772,698)	230,962 (169,356)	3.2 (0.9)

下段の()は、各企業の年度末現在の地方債残高である。

繰入見込額は75億924万円で、前年度に比べ2億3,096万円(3.2%)増加している。これは主に、病院事業で1億7,239万円増加したことによるものである。

エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額〔38億7,407万円〕

組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

(単位:千円・%)

組合等の名称	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
猪名川上流広域 ごみ処理施設組合	5,238,241 (8,197,762)	4,555,172 (7,134,454)	3,861,460 (6,054,611)	693,712 (1,079,843)	15.2 (15.1)
丹波少年自然の家 事務組合	17,486 (181,610)	15,051 (156,320)	12,616 (131,030)	2,435 (25,290)	16.2 (16.2)
合計	5,255,727 (8,379,372)	4,570,223 (7,290,774)	3,874,076 (6,185,641)	696,147 (1,105,133)	15.2 (15.2)

下段の()は、各組合の年度末現在の地方債残高である。

負担等見込額は38億7,407万円で、前年度に比べ6億9,614万円(15.2%)減少している。これは主に、猪名川上流広域ごみ処理施設組合分が6億9,371万円(15.2%)減少したことによるものである。なお、負担等見込額は、各組合の地方債残高のうち、各組合の規約に基づき本市が負担する額を算定している。

オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額〔74億3,795万円〕

退職手当支給予定額に係る負担見込額

(単位:千円・%)

区分	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
退職手当支給予定額 (c)	7,322,396	6,699,191	6,574,910	124,281	1.9
組合等積立額(は積立不足額) (d)	1,262,090	1,051,354	863,049	188,305	-
負担見込額 (c)-(d)	8,584,486	7,750,545	7,437,959	312,586	4.0

負担見込額は74億3,795万円で、前年度に比べ3億1,258万円(4.0%)減少している。当年度退職手当支給予定額分65億7,491万円は、職員総数1,225人(特別職・公営企業職員含む)のうち、一般会計等に属する859人分(対前年度20人・2.4%増)である。

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額〔1億7,801万円・ の合計〕

出資法人等の損失補償債務等負担見込額〔1億7,680万円〕

出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額

(単位:千円・%)

法人名	負担見込額					備考(1) (28年度算定内容)		
	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	損失補償付債務	ランク (2)	算入率
川西都市開発(株)	177,252	168,039	158,746	9,293	5.5	529,154	B	30.0%
(福)阪神福祉事業団	24,844	21,450	18,054	3,396	15.8	18,054	E	100.0%
合計	202,096	189,489	176,800	12,689	6.7	547,208		

1 算定方法は、財務諸表評価方式で算定し、外形事象評価方式との比較により、算入率の高い方を算入している。

2 ランクは、A～Eまでの5段階で、各ランクの算入率は、Bで30%以上、Eで90%以上である。

負担見込額は1億7,680万円で、前年度に比べ1,268万円(6.7%)減少している。これは主に、川西都市開発(株)に対する負担見込額が929万円減少したためである。内訳別にみると、川西都市開発(株)分は、金融機関からの事業運営資金借入れに対するもの、(福)阪神福祉事業団分は、施設整備費等の借入れに対するものである。

負担見込額は、標準評価方式又は個別評価方式のいずれかの方法で算定する。当市の場合、標準評価方式のうち財務諸表評価方式で評価しているが、この方式で評価する場合は、外形事象評価方式に基づく評価も併せて行い、その結果、両方式による債務区分が一致しない場合には、原則として算入率が高い債務区分に分類することとされている。

公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額〔121万円〕

公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額

(単位:千円・%)

公的保証機関名	区分	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
兵庫県信用保証協会	損失補償債務等負担見込額	355	1,965	1,213	752	38.3
	(損失補償付債務残高)	(19,548)	(14,693)	(10,514)	(4,179)	(28.4)

負担見込額は121万円で、前年度に比べ75万円(38.3%)減少している。

見込額の内容は、当市が実施している中小企業振興資金融資制度に際して、融資額の20%を限度として兵庫県信用保証協会と締結している損失補償契約に係るものである。

(4) (B) 充当可能財源等〔ア～ウまでの合計額・706億3,559万円〕

「(B) 充当可能財源等」には、将来負担額の控除財源として、充当可能基金額(一般会計等の地方債の償還財源とみなされる基金に限定)、特定財源見込額(転貸債の償還金、公営住宅の賃貸料、都市計画税の収入額、その他の特定歳入)及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(普通交付税の算定における基準財政需要額に算入される償還金等の経費)の合計額を算入する。

「(B) 充当可能財源等」は706億3,559万円で、前年度に比べ40億3,937万円(6.1%)増加している。これは、充当可能基金で5億1,821万円が減少したものの、充当可能特定歳入で23億4,048万円及び基準財政需要額算入見込額で22億1,710万円がそれぞれ増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 地方債の償還額等に充当可能な基金〔47億334万円〕

地方債の償還額等に充当可能な基金(貸付金等を除いた額)

(単位:千円・%)

基金名	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
財政基金	835,954	1,166,158	1,166,199	41	0.0
減債基金	472,805	1,266,691	558,769	707,922	55.9
公共施設等整備基金	571,547	642,978	639,532	3,446	0.5
社会福祉基金	231,637	225,962	237,719	11,757	5.2
地域福祉基金	382,894	382,894	379,894	3,000	0.8
文化振興基金	213,403	217,194	222,084	4,890	2.3
緑化基金	131,190	144,112	128,252	15,860	11.0
ごみ減量化・再資源化対策基金	98,499	102,409	106,169	3,760	3.7
奨学基金	25,604	25,604	25,604	0	0.0
介護保険給付費準備基金	787,895	939,652	1,014,080	74,428	7.9
農業共済事業基金	5,116	5,012	4,942	70	1.4
母子及び父子福祉応急資金貸付基金	1,163	1,165	1,136	29	2.5
ふるさとづくり基金	24,490	101,733	218,965	117,232	115.2
合計	3,782,197	5,221,564	4,703,345	518,219	9.9

充当可能基金は、各年度末残高から出納整理期間中の増減を加味し、さらに要返還額、貸付金を除いた額である。

充当可能な基金は47億334万円で、前年度に比べ5億1,821万円(9.9%)減少している。なお、基金からの充当可能額については、当年度末現在の基金残高52億2,146万円(母子及び父子福祉応急資金貸付基金は貸付額を除く)から、出納整理期間中の積立て及び取崩しによる減少額5億1,812万円を加味した額を算定している。

イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入〔188億8,266万円・～の合計〕

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金〔6億8,516万円〕

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還見込額

(単位:千円・%)

貸付金の償還金の名称	償還見込額					備考(貸付残高) (28年度末)
	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	
市街地再開発事業無利子貸付金	151,350	137,050	122,750	14,300	10.4	431,400
市街地再開発事業有利子貸付金	599,720	559,564	519,408	40,156	7.2	603,958
災害援護資金	105,807	67,977	43,006	24,971	36.7	166,925
合計	856,877	764,591	685,164	79,427	10.4	1,202,283

償還見込額は6億8,516万円で、前年度に比べ7,942万円(10.4%)減少している。

内訳にみると、市街地再開発事業無利子貸付金は、阪急川西能勢口駅前地区第二工区市街地再開発事業(パルティK2・組合施行)の清算処理に伴って、(株)パルティ川西に貸し付けたもので、同有利子貸付金も同社に対する従来の短期貸付を長期貸付に変更した際の貸付金である。災害援護資金は、貸付残高1億6,692万円のうち、4,300万円を償還見込額(回収見込率25.8%)として計上している。

公営住宅の賃貸料〔8億3,504万円〕

公営住宅の賃貸料充当見込額

(単位:千円・%)

賃貸料の名称	充当見込額					地方債現在高 (28年度末)	3カ年平均充当率 (28年度)
	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率		
市営住宅使用料	656,600	947,396	835,045	112,351	11.9	1,226,204	68.1

充当見込額は8億3,504万円で、前年度に比べ1億1,235万円(11.9%)減少している。

当該特定財源は、当年度末の公営住宅建設事業債の現在高等に対する過去3カ年における住宅使用料の平均充当率を乗じて算出(住宅使用料を、住宅施設の維持管理に要する経費に充当後、その残高を当該地方債の償還額等への充当可能額として算定)している。

都市計画税収〔167億829万円〕

都市計画事業に係る地方債現在高等に対する都市計画税収の充当見込額

(単位:千円・%)

区 分	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
都市計画事業に係る地方債の現在高等 (A)	29,207,896	30,327,582	31,056,311	728,729	2.4
都市計画事業費・都市計画事業費に係る地方債の元利償還金等への都市計画税の3年間平均充当率 (B)	44.1%	48.9%	53.8%	4.9ポイント	-
充当見込額 (A)×(B)	12,880,682	14,830,188	16,708,295	1,878,108	12.7

充当見込額は167億829万円で、前年度に比べ18億7,810万円(12.7%)増加している。これは、都市計画事業に係る地方債の現在高等が7億2,872万円増加したこと、及び都市計画税の平均充当率が53.8%と4.9ポイント上昇したことによるものである。

なお、当該充当見込額の算定は、都市計画事業費から同経費に充当した特定財源(都市計画税収入は除く)を控除し、これに、都市計画事業に係る地方債の元金償還金等を加えた額に対して、都市計画税収入がどの程度充当(3カ年平均)されているかを求め、都市計画事業に係る地方債の現在高等にこの充当率を乗じて算出している。

その他将来負担額に充当可能な特定の歳入〔6億5,415万円〕

その他将来負担額に充当可能な特定の歳入

(単位:千円・%)

区 分	26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
地域開発事業債の現在高 (A)	284,300	666,100	1,050,800	384,700	57.8
充当可能な特定の歳入 (保留地処分金) (B)	-	-	654,157	654,157	皆増

充当見込額は6億5,415万円で、前年度から皆増している。これは、中央北地区土地区画整理事業における地域開発事業債10億5,080万円に対し、保留地処分金6億5,415万円(差額の3億9,664万円は公共施設等整備基金に含まれている)を充当可能な特定の歳入として計上したためである。

ウ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額〔470億4,959万円〕

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(単位:千円・%)

費 目	測定単位	算入見込額				
		26年度	27年度(b)	28年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
1 消 防 費	人 口	25,640	23,420	21,187	2,233	9.5
2 道 路 橋 り ょ う 費	道路の延長	249,163	206,850	189,533	17,317	8.4
3 下 水 道 費	人 口	2,806,886	2,724,012	2,588,459	135,553	5.0
4 その他の土木費	人 口	46,409	11,814	12,115	301	2.5
5 小 学 校 費	学 級 数	351,681	306,199	259,346	46,853	15.3
6 中 学 校 費	学 級 数	23,017	20,556	18,025	2,531	12.3
7 社 会 福 祉 費	人 口	0	4,270	150,710	146,440	3,429.5
8 保 健 衛 生 費	人 口	164,942	256,649	314,092	57,443	22.4
9 高 齢 者 保 健 福 祉 費	65歳以上人口	0	0	4	4	皆増
10 清 掃 費	人 口	15,324	4,141	7,369	3,228	78.0
11 地 域 振 興 費	人 口	407,475	934,388	1,200,539	266,151	28.5
12 公 債 費		39,140,616	40,340,182	42,288,211	1,948,029	4.8
合 計		43,231,153	44,832,481	47,049,590	2,217,109	4.9

算入見込額は 470 億 4,959 万円で、前年度に比べ 22 億 1,710 万円(4.9%)増加している。算入見込額の主なものは、公債費 422 億 8,821 万円、下水道費 25 億 8,845 万円である。

公債費の主なものは、次のとおりである。

臨時財政対策債償還費	255 億 8,367 万円
公害防止事業債償還費	65 億 1,271 万円
東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	60 億 5,022 万円
補正予算債償還費（平成 11 年度以降分）	13 億 9,190 万円
減税補てん債償還費	11 億 6,011 万円

資金不足比率の状況

1 資金不足比率（公営企業ごとに算定）

(1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、「公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率(各会計ごとに算定)」である。当比率において使用する「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業においては、基本的に「流動負債が流動資産を超える場合、その超える額」としており、従来の再建制度において赤字額として用いてきた「不良債務」と同様の考え方である。

【計算式】	
資金不足比率	= $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
資金の不足額	= [流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - 控除引当金等(経過措置) - PFI建設事業費等] + 算入地方債の現在高 - [流動資産の額 - 控除財源 - 控除額 + 貸倒引当金(経過措置)] (- 解消可能資金不足額)
事業の規模	= 営業収益の額 + 指定管理者の利用料金収入の額 - 受託工事収益の額

(公営企業会計)

資金剰余額・資金不足額(28年度決算)

(単位:千円)

会計	流動資産等 (1) (a)	流動負債等 (2) (b)	算入地方債の 現在高 (3) (c)	資金剰余額 (資金不足額) (d)=(a)-(b)-(c)	解消可能 資金不足額 (4) (e)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を 加味した 資金不足額) (f) = (d) - (e)
水道事業	4,385,446	456,947	0	3,928,499	0	3,928,499
下水道事業	2,941,818	532,562	0	2,409,256	0	2,409,256
病院事業	706,860	1,376,186	0	669,326	0	669,326
合計	8,034,124	2,365,695	0	5,668,429	0	5,668,429

事業の規模(28年度決算)

(単位:千円)

区分	営業収益 (g)	指定管理者 料金収入 (h)	受託工事収益 (i)	事業の規模 (j)=(g)+(h)-(i)	資金不足比率
水道事業	3,045,195	0	50,992	2,994,203	-
下水道事業	2,273,792	0	0	2,273,792	-
病院事業	4,757,450	0	0	4,757,450	14.0%
合計	10,076,437	0	50,992	10,025,445	

各公営企業会計の決算書を基に決算統計の数字を用いて算定している。

- | | |
|-------------|---|
| 1 流動資産等 | 流動資産の額 - 控除財源 - 控除額 + 貸倒引当金(経過措置) |
| 2 流動負債等 | 流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - 控除引当金等(経過措置)
- PFI建設事業費等 |
| 3 算入地方債の現在高 | 建設改良費・準建設改良費(地方債に関する省令第12条に規定するもの)以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額 |
| 4 解消可能資金不足額 | 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 |

(2) 資金不足比率の状況

当年度の公営企業会計(水道、下水道及び病院事業会計で、いずれも地方公営企業法適用企業)における資金不足比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

資金不足比率の年度別推移

(単位:千円)

区 分	会計名	26年度	27年度(B)	28年度(A)	増減(A)-(B)
資金不足比率() (資金不足額 / 事業規模 経営健全化基準20.0%)	水道事業	-	-	-	-
	下水道事業	-	-	-	-
	病院事業	25.8%	13.8%	14.0%	0.2ポイント
資金剰余額 (資金不足額)	水道事業	3,844,885	3,887,280	3,928,499	41,219
	下水道事業	1,698,599	2,000,624	2,409,256	408,632
	病院事業	1,018,360	616,404	669,326	52,922

資金不足額を正の値として算定し、資金剰余額が生じている場合「-」で表示している。

公営企業3会計のうち、水道事業で39億2,849万円、下水道事業で24億925万円の資金剰余額が生じているが、病院事業においては6億6,932万円の資金不足額が生じている。

病院事業の資金不足比率〔事業規模(医業収益)に対する資金不足額の割合〕は14.0%で、前年度に比べ0.2ポイント上昇(悪化)しているが、当年度は経営健全化基準の20%を下回っている。

当年度の比率が前年度に比べ0.2ポイント上昇(悪化)した主な要因は、分母である医業収益で、救急搬送患者の積極的な受け入れなどにより延患者数が増加したことで対前年度3億1,818万円(7.2%)増加したものの、分子の資金不足額が対前年度5,292万円(8.6%)増加したためである〔流動資産等で、未収金の減等により対前年度3,001万円(4.1%)減少し、流動負債等で、電子カルテシステム等機器購入に係る未払金が増加したこと等により2,291万円(1.7%)増加〕。

平成26年度において、比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する経営健全化基準である20%以上となり、経営健全化団体となったことで、同法に基づく個別外部監査を受け、28年3月に経営健全化計画(27年度から30年度までの4カ年計画)を策定した。同計画との比較では、当年度の資金不足比率の計画値13.3%に対し、0.7ポイント上回り、計画値を達成していない。

この主な要因は、医業収益における当年度入院収益32億619万円が、計画値33億8,900万円に対し、診療報酬の減額改定の影響などにより1億8,280万円不足し、医業収支が、7億7,791万円の医業損失を計上し、計画値の7億200万円に対し、7,591万円損失が大きくなったためである。

市は、29年3月に「市立川西病院事業新経営改革プラン」を策定し、病院の存続を図るために経営形態の見直しを早急に進めることとなり、29年5月には「(仮称)市立総合医療センター構想(案)」を公表し、31年度からの指定管理者制度導入の検討を行っている。

今後は、新病院体制移行に伴う諸課題の解消に向けた取組が必要になると思われるが、市と病院は、現病院の経営状況について一層の情報共有及び調整を行い、経営健全化計画の実行に向けた取組を行われたい。

参考資料

阪神7市における比率の推移について

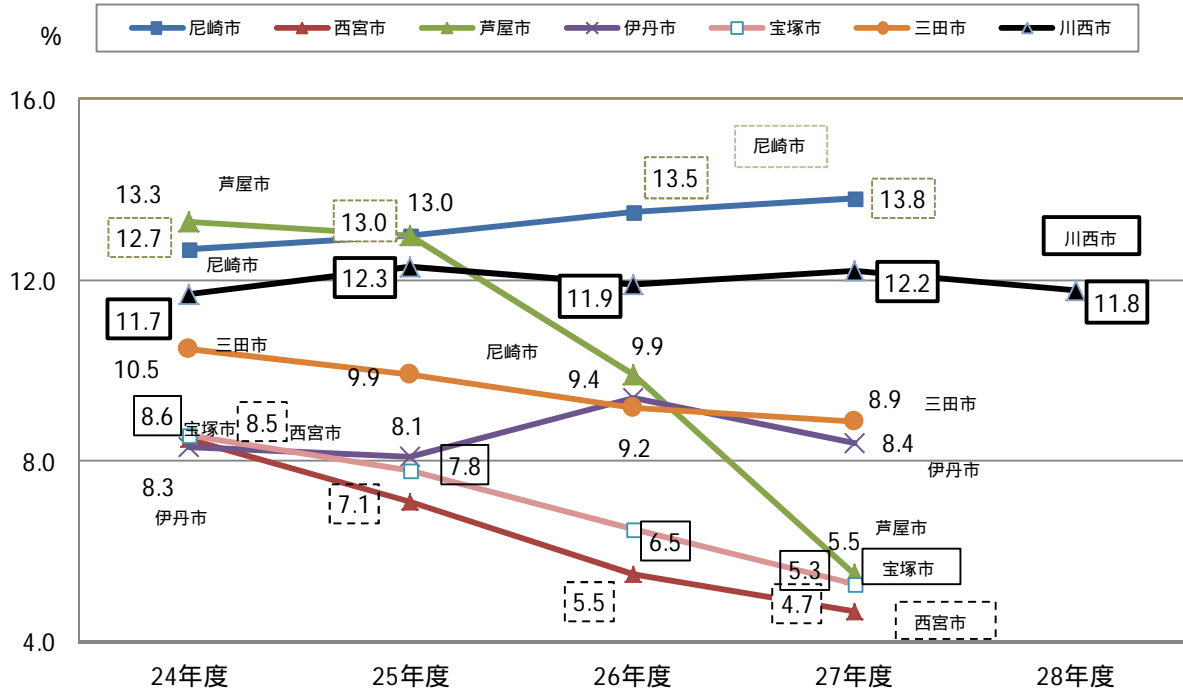
阪神7市における実質公債費比率及び将来負担比率〔平成24～27年度(川西市のみ28年度まで)〕の推移は、次のとおりである。

総務省の「地方財政状況調査資料」等により作成

阪神7市：尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市

(1) 実質公債費比率

実質公債費比率の年度別推移 (阪神7市)



(2) 将来負担比率

将来負担比率の年度別推移 (阪神7市)

